

1 夜間外出について

- (1)夜間外出(22時以降)は認めない。
- (2)外泊は認めない。ただし、学校の許可がある場合は除く。

2 旅行について

※宿泊を伴う場合には、責任の所在を明確にし、学校に届け出て許可を得ること。

- (1)宿泊を伴う場合には保護者同伴であること。
- (2)単 車:禁止
- (3)自動車:保護者同伴であること
- (4)青年の家などの利用は、責任の所在がはっきりしていれば可。

3 冬山登山については原則として禁止。

4 キャンプについては、完全な準備と完全な計画であれば許可する。

(保護者同伴、保護者の同意書必要)

5 アルバイトについて

- (1)アルバイト先は球磨・人吉地域であること。
- (2)期間は、夏季3週間・冬季1週間程度であること。(すべて休業中)
- (3)新聞配達については期間を限定しない。
- (4)居酒屋や単車利用など危険を伴うアルバイトは禁止。
- (5)所属学校からの許可証を携帯すること。

6 各種団体宿泊旅行については、主催者側の計画書・保護者の承認書があれば、実情に応じて許可。ただし、授業に差し支えないこと。

7 免許取得について

- (1)原付免許については、長期の休暇中を利用して受験すること。
- (2)自動車学校及び教習所への通学は、3年生2学期中間考査終了時以降とする。
 - (1)(2)とも各所属高校の基準に従い、受験・通学の際に許可証を携帯すること。
- (3)自動二輪車の免許取得は許可しない。
 - ただし進路に関するものについては、学校の状況に応じて許可する。
- (4)合宿免許は禁止とする。

- 8 音楽会・コンサート等での出演について(公的なもの)
 - (1)保護者の責任のもとで許可する。
 - (2)学校に所属する文化部などが出演し入場料等を徴収する場合は、主催者が学校へ趣旨説明を行った上で、チケット販売は部顧問を通じて行う。

- 9 遊技場については、パチンコ、クラブ、アルコールを提供する店など高校生としてふさわしくない遊技場への出入り禁止。

- 10 スマートフォン等の情報通信機器について
 - (1)契約は、保護者の責任で行う。
 - (2)校内持込は許可するが、原則使用は禁止とする。

- 11 選挙運動、政治的活動等について
 - (1)学校は政治的中立の場であり、校内では選挙運動、及び政治的活動等を行ってはならない。
 - (2)選挙運動については、選挙運動期間に満18歳以上の者のみが認められているが、公職選挙法にもとづき、モラルとマナーをもって行うこと。
 - (3)放課後や休日等に校外で生徒が行う選挙運動及び政治的活動等は、保護者の事前の理解を得ること。